

2015.11.23 電経新聞「Point of View」

10月下旬から全国でマイナンバーの配布が始まつた。しかし巷間では未だに「マイナンバーって、赤ん坊にも配布されるの?」とか「マイナンバーって何なのかがわからない」という疑問・嘆息を発する事業者や個人が過半であり認知度が低く国民全体に浸透していないことが問題である。マイナンバー制度がわかりづらい大きな原因は、マイナンバー法が個人情報保護法を大きく制限する特別法である。というマイナンバーの本性を国民がわかつていながらである。すなわち、「マイナンバー法の本性」とは、平成17年4月1日に完全施行された個人情報保護法によって、わが国の国民のものとなつた「自己情報コントロール権」

を制限し、「個人番号の行政権力による強制付番」を認め、「特定個人情報（個人番号付個人情報）に対する行政権力による利用実施権を設定」することを内容とする個人情報保護法の特別法なのである。

この10年余における個人情報保護法、マイナンバー法、パーソナルデータ改正、匿名個人情報活用法（予定）の一連の法の流れは、言つてみれば「個人情報権争奪戦」であり、国民が初戦を制したもの、その後は、行政権力と企業の連戦連勝である。平成17年3月31日までは、個人情報は、取得した者の所有物であり、取得者が自由に処分できたのである。しかし、平成17年4月1日からは、個人情報

は、個人情報は、取得した本人の事前の承諾が必要なはずである。マイナンバー法とは、国民が一度手にした自己情報コントロール権と評する所以である。

自己情報コントロール権の考え方によれば、行政権力が個人番号を個人情報に結び付け、そして利用することは個人情報の加工および利用であり、いずれも



藤谷 譲人

マイナンバー法の本性

マイナンバー制度がわかりづらい大きな原因は、マイナンバー法が個人情報保護法を大きく制限する特別法である。というマイナンバーの本性を国民がわかつていながらである。マイナンバー法により、国民が一度手に取り戻されることになる。

ふじたに・もりひと弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士。ITI ADRセンター所長。日本システム監査人、JISA正会員。

の所有者は、その個人情報の本人であり、個人情報を借りることも、加工利用することも、本人の同意がなければできないこととなつた。自己情報について、本人のコントロール権が尊重される、個人情報が大切にされる社会へと革命が起きたのである。しかし、国民の大多数は、このような革命的な出来事に気付かなかつた。これが幻の革命と評する所以である。

さらに、行政が保有して

いる個人情報を匿名化した匿名個人情報については、製薬会社などが申請すれば利用できるようにする法案の提出が準備されている。しかし、ここで警鐘を鳴らしたいのは「パーソナルデータ」や「匿名個人情報」を企業が活用することによる利益を、本人である個人や社会に還元するという考え方や仕組みが不十分なまま企業の活性化が国家の活性化であるとの論理が罷り通つていることである。

まさか権利の上に眠る国民は保護されなくともしかたないといつて済む問題で

を行政権力がその権力の側に取り戻す特別法なのである。

そして、一度、国民に帰属した個人の自己情報コントロール権の奪取を自論んだのは、国家行政権力だけではなく、企業も同様である。企業の財産権として「パーソナルデータ活用権」を承認し、本人の同意を不要とする個人情報保護法の改正を成立させた。